

○本庄市地域福祉審議会規則

平成 29 年 3 月 8 日

規則第 7 号

改正 令和 2 年 3 月 26 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 本庄市地域福祉審議会条例（平成 28 年本庄市条例第 35 号）第 8 条の規定に基づき、本庄市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第 2 条 会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第 3 条 審議会は、会議が開催される日の 7 日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第 4 条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公表とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。